

厚木市認定こども園保育体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、園外活動時等における園児の見落とし等による事故を防止するため、市内に設置された認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けた認定こども園をいう。以下同じ。）において実施する次条に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において厚木市認定こども園保育体制強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象とする事業は、保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号）の別添保育体制強化事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）5(2)及び(3)に定める事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする認定こども園の設置者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 設置者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、事業計画を遂行することが困難となったときは、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業の計画変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の減額のみを伴う変更（事業内容の著しい変更を除く。）については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により申請のあったときは、審査の上、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書によりその旨を事業計画の変更を申請した者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 交付決定者は、認定こども園の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは

は氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助の対象事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業の完了の日から10日以内の日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(1) 実施報告書

(2) 収支決算書

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。この場合において、第5条の規定による交付決定額（第7条の規定により変更の承認を受けた場合は、その額）と確定額が相違するときは、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導し、又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第13条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	基準額	補助額算出方法
園外活動時の見守り等を行う保育支援者の配置及び登園時の繁忙な時間帯やプール活動時などの一部の時間帯にスポット的に支援員を配置するために要する経費（報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）。ただし、その他補助事業等によりその経費の全て又は一部が補助されている場合には、補助対象外とする。	園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合 1施設当たり 月額47,000円	(1) 基準額 (2) 補助対象経費の実支出額 ※(1)、(2)のいずれか少ない金額
	スポット支援員を配置する場合 1施設当たり 月額47,000円	(1) 基準額 (2) 補助対象経費の実支出額 ※(1)、(2)のいずれか少ない金額

備考 1 保育支援者とは、国実施要綱5(1)に定める保育支援者をいう。

備考 2 園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合について、保育支援者は、市長が認める交通安全に関する講習等を年1回以上受講していることを条件とし、その受講月の翌月以降から当該補助単価を適用するものとする。ただし、補助対象とする保育支援者が、前年度にも講習等を受講している場合で、当該年度中に講習等を受講したときは、年度当初から当該補助単価を適用するものとする。

備考 3 スポット支援員について、保育支援者と合わせて適用する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。